

効率的かつ安定的な電力需給バランスの 確保に向けた制度環境整備について

2018年7月6日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 一般的な財物と異なり、容易に貯蔵できない電力の瞬時瞬時の需給バランスを確保するための仕組みとして、2016年4月の小売全面自由化を機に、従来の実同時同量制度に代わり、計画値同時同量制度が導入された。
- 新たな制度の下では、発電事業者や小売事業者が実需給前に提出する計画と実際の発電・需要実績との差分（インバランス）を、一般送配電事業者が調整力電源を用いて調整する一方、調整に要する費用については、卸電力取引所における市場価格をベースとしたインバランス料金を通じて回収される。
- 本日は、足下の課題等を踏まえた、現行のインバランス料金の見直しに当たっての基本的考え方および具体的な料金設定の方法について御議論いただく。

1. 足下の課題について (これまでの議論)

足下の課題① 不十分な需給一致インセンティブ

- 現行のインバランス料金制度では、エリアの需給ひっ迫時にインバランス料金が必ずしも相応に高くなり、事業者に対して需給一致を促すインセンティブが十分に働かないことが少なからずある。

【事業者に対する需給一致促進インセンティブが十分でない場合】

2017.10～2018.2 (7248コマ)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
$\alpha \geq 1$, エリアプライス \geq インバランス料金	1158	895	895	1043	1052	1052	1051	1051	1071
$\alpha \geq 1$, エリアプライス $<$ インバランス料金	1718	1981	1981	1833	1824	1824	1825	1825	1805
$\alpha < 1$, エリアプライス \geq インバランス料金	3145	3608	3608	3522	3527	3527	3519	3522	3411
$\alpha < 1$, エリアプライス $<$ インバランス料金	1227	764	764	850	845	845	853	850	961

単位：コマ (出所) JEPX公表インバランス料金データ

系統全体の需給状況に応じた調整項 α により、 $\alpha \geq 1$ （系統ひっ迫時）はインバランス料金が高く、 $\alpha < 1$ （系統余剰時）にはインバランス料金が低くなる設計としている。

一方で、2017年10月以降見直されたインバランス料金においても、系統ひっ迫時に不足の事業者が市場より安い不足インバランス料金を支払い、系統余剰時に市場より高い余剰インバランス料金で引き取ってもらえる（赤枠）時間帯が発生。

足下の課題② 調整力コストの回収不足

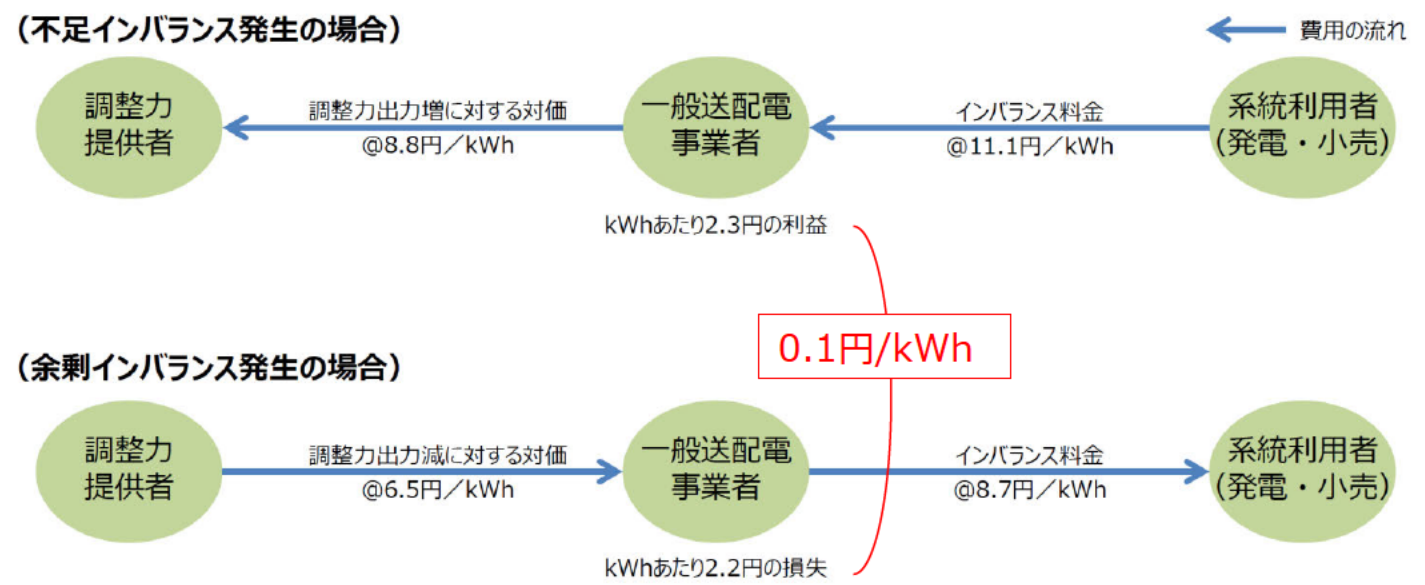
- 現状、調整力コストとインバランス単価が乖離し、一般送配電事業者は、インバランス料金による調整力コストの回収が不十分となっている。 ※昨年10月の見直しにより一部改善

【インバランス精算単価と調整力コストの乖離】

第31回 制度設計専門会合
(2018.6)事務局資料

インバランスの精算と調整力の精算の単価差（全国平均の推計値）

- 余剰インバランスの単価については、送配電事業者がインバランスを発生させた者に支払う単価が調整力提供者から支払われる単価より高く、損失が発生する状況となっている。



※ここで示した単価は以下から計算した概算値であり、一般送配電事業者による試算値とは一致しない。
 ・余剰買取・不足補給単価は、JEPX公表値（α確報値×スポット・時間前平均価格(2017/4/1～2018/3/31の平均値)）より
 ・上げ調整・下げ調整単価は、電力・ガス取引監視等委員会公表値（一般送配電事業者が指令を出した調整力の電力量価格(2017/4/1～2018/3/31の10社加重平均)）より

足下の課題② 調整力コストの回収不足（続き）

● 調整力コストとインバランス単価の乖離により、一般送配電事業者のインバランス収支が悪化しているが、昨年10月の制度見直しにより、一部のエリアでは改善傾向がみられる。

【インバランス調整に伴う一般送配電事業者の収支状況】

第31回 制度設計専門会合
(2018.6)事務局資料

参考：一般送配電事業者の年度別月別インバランス収支の状況

単位：百万円

年度	月	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
2016	－	808	1,426	-40,937	-2,043	-84	1,701	460	-416	3,426	12
2017	4月	-198	-48	-219	-287	33	-707	-320	-165	-488	-19
	5月	-207	-163	-865	-110	3	-531	-158	-114	-99	-12
	6月	-217	-305	-1,063	-434	-5	-881	-242	-194	-384	-11
	7月	-158	-104	-1,521	-595	-60	-323	-288	-224	35	1
	8月	-104	-120	-120	-192	-26	-1,633	-429	-159	167	0
	9月	-94	-105	-670	-76	-8	-965	-88	8	36	-7
2017	10月	-178	-129	-454	-20	21	-547	-204	9	-48	-8
	11月	-174	-124	-406	111	25	-291	-183	-34	1	-1
	12月	-278	-411	-279	449	34	-883	-84	14	201	3
	1月	138	250	520	966	61	-1,061	-502	-10	-387	4
	2月	-140	-480	-2,302	647	8	-1,202	-272	-31	-354	-50
	3月	-109	-22	-911	-397	14	-965	-326	-132	-221	-33
	計	-1,719	-1,761	-8,290	61	100	-9,989	-3,096	-1,032	-1,541	-133

※2017年度のインバランス収支は、一般送配電事業者による試算値であり、確定した値ではない。

足下の課題への対応（見直しのコンセプト）

- 系統利用者に対するインセンティブ不足及び一般送配電事業者の収支悪化という足下の課題への対応として、以下の方策が考えられる。
 - （１）インセンティブの付与
 - ①不足インバランス料金を上げ、不足インバランス発生を抑制し、市場での調達を促す（特に、エリアの需給ひっ迫時）
 - ②余剰インバランス料金を下げ、余剰インバランス発生を抑制し、市場への供出を促す（特に、エリアの需給余剰時）
 - （２）インバランス収支の改善
 - ①調整力単価との乖離を改善する（余剰料金、不足料金ともに下げる方向）
 - ②特に余剰インバランス発生を抑制する
- これらの具体的な方法は、それぞれ相反する部分もあるため、今般の料金見直しでは、両者のバランスを踏まえながら、双方の課題を対応することを基本とする。

足下の課題への対応（インバランス料金の見直し案）

- 足下の課題に対しては、需給調整市場開設により新たなインバランス料金制度の導入が見込まれる2021年度を待つことなく、速やかに対応することが必要。
- このため、前回ご議論いただいた新たなインバランス料金の基本的方向性を前提としつつ、送配電事業者のシステム改修をはじめとした導入にかかる対応コスト等も踏まえた簡便な手段として、事業者の不足と余剰に応じて定数を加減算する方向で検討を進めることとした。

【現行】

インバランス精算単価 = スポット市場価格と1時間前市場価格の30分毎の加重平均値 $\times \alpha + \beta$

α : 系統全体の需給状況に応じた調整項

β : 地域ごとの市場価格差を反映する調整項



【移行イメージ】

インバランス精算単価 = スポット市場価格と1時間前市場価格の30分毎の加重平均値 $\times \alpha + \beta$ $+k$
 $-l$

k, l : インセンティブ定数 (≥ 0 、不足の場合加算、余剰の場合減算)

定数の加減算に関する考え方

● 前回の本小委員会にて、加減算する定数については、様々な要素を考慮するとともに、措置に伴う事業者行動の変化等も見据えて検討することとしている。


第9回 電力・ガス基本政策小委
(2018.5)事務局資料

定数の加減算に関する考え方

● 加減算する定数は、下記のような要素に加え、措置した際に生じる事業者行動の変化による影響等も見据えつつ、検討する必要があるのではないか。

【定数の検討に当たって考慮すべき要素】

- 各送配電の収支状況
- 調整力単価との差異
- エリアごとのインバランス発生状況
- 事業者へのインセンティブ

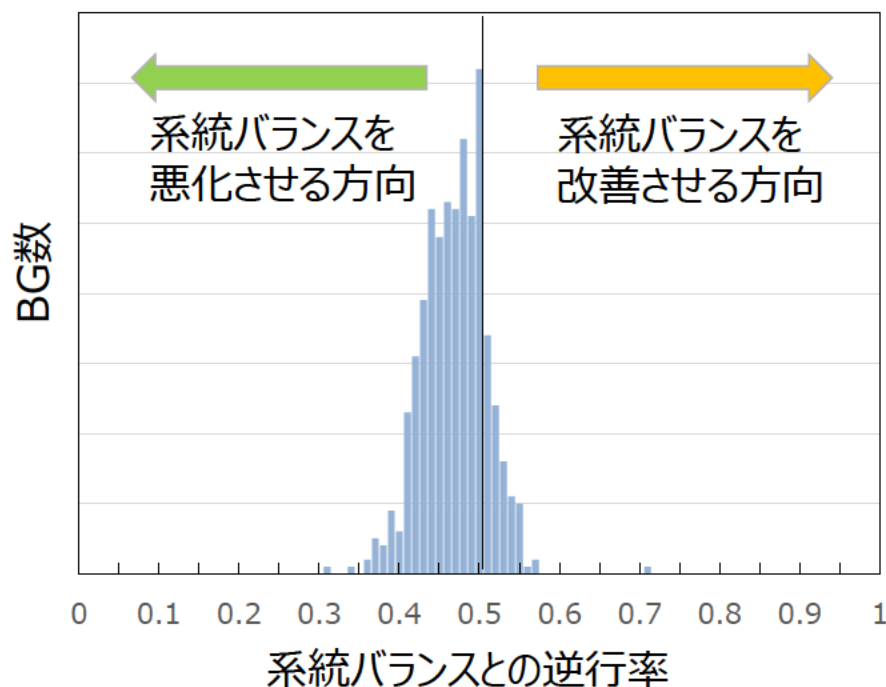
	不足加算のみ	余剰減算のみ	余剰・不足双方に措置	
			同一定数項	別々の定数項
収支改善				
インセンティブ				
	余剰側には付与できない	不足側には付与できない	一定程度付与出来る	より柔軟に付与出来る

2. 課題対応に当たっての考慮要素

考慮要素①：事業者のインバランス発生状況とインセンティブについて

- 現行のインバランス料金は、個別事業者のインバランスの不足・余剰によらず、単一の単価となっている中で、現状、系統全体の不足・余剰とは無関係に、相当程度大きなインバランスを発生させる事業者がいる。
- 将来的に系統の需給バランス状況等を踏まえた単一単価とする可能性は引き続き検討しつつも、まずは事業者の需要予測・計画策定の熟度を上げていくため、過度にサンクションとならない範囲で、インバランスの抑制に一定のインセンティブを付与していくこととしてはどうか。

各小売BGのインバランス発生における
系統の需給バランスとの関連性(2018.3)

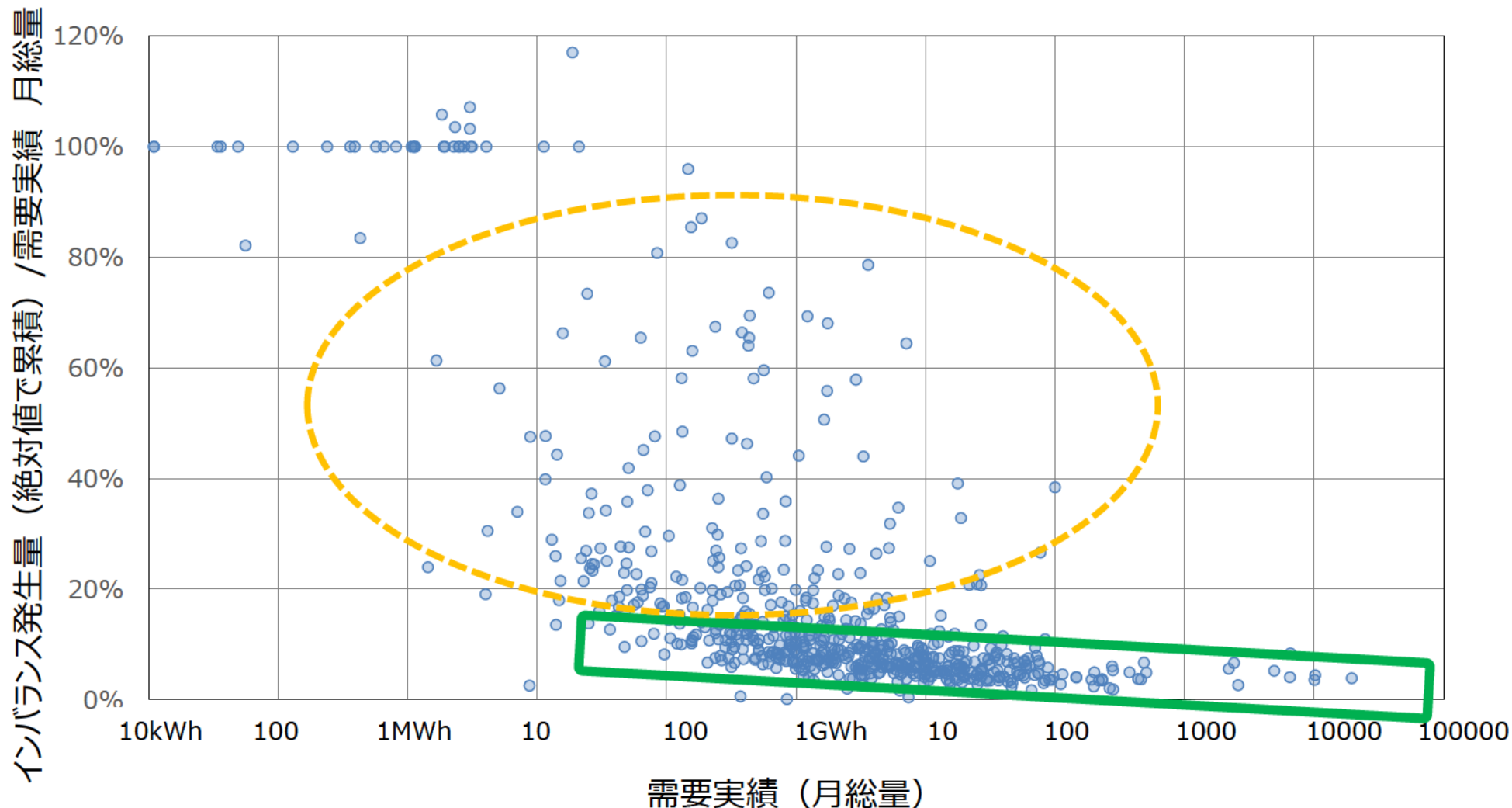


- 各小売BGのインバランスが、系統の需給バランスとどの程度 相関しているかを調べたところ、大半の事業者が、ランダム（逆行率0.5前後）あるいは系統バランスを悪化させる方向にインバランスを発生。
- 次頁に示すように、相当程度のインバランスを発生させる事業者がいる一方で、これらの行動はインバランスを減らす、あるいは系統安定に貢献する方向に十分なインセンティブが働いていない状態で行われていることが示唆される。

(参考) 事業者のインバランス発生状況

- 足下では、適切にインバランス抑制を図る事業者が大半を占める一方で、相当程度のインバランスを発生させている事業者もいる。

2018年3月のインバランス実績と事業規模（小売BGのみ）



(参考) これまでのご議論

第9回 電力・ガス基本政策小委 (2018年5月)

○大山委員

私も将来的に考えれば、ちゃんと需給調整コストを反映したインバランス料金と持っていくのが当然だと思っていて、そのときにプラスマイナス加えるかどうかというのは、私は最初は加えてもいいかなという気がするんですけども、それは習熟してきたらまた考えたらいいかなと思っています。必ず加えろという意味ではなくて、余りゆがめるようなことはしたくはないんですけども。

○岸電力・ガス取引監視等委員会事務局長

そういうマクロ一致に資する場合に、余剰のインバランスはいいけれども、不足の場合はどうなのかということも、そういうところをしっかりと議論をして、全ての個別インバランスをインセンティブで押さえ込みにいくのかと、その結論にすぐ飛びつくのではなくて、十分検討したらいいと私も思っておりますということ。

○松村委員

全体で余剰インバランス、不足インバランスというのが出てきたときに、昔のように個々ばらばらでというか、不足も余剰もある種ペナルティーを払うというやり方にするのか、不足が出ているときに不足を出す人というのにはペナルティーを出すけれども、全体として不足が深刻なときに、ちょっと余剰を出すとかというのにパニッシュをかけないというやり方をするのかということに関しては諸外国でも分かれているということだから、どちらかが必ずいいというわけではないということは一応理解しましたが、さっきも言ったとおり、限界費用ベースでちゃんとしたインセンティブを与えるということをすれば、それでかなりの程度、遵守のインセンティブ出てくると思いますから、その上追加して余剰と不足を分けるという格好でアディショナルなインセンティブを与えなければいけないのかということについては若干疑問に思っていて、私はそちらのほうがよっぽどシンプルで、いろんなシステムのコストだとかということから考えても、それが合理的なのではないかと思っています。

○大橋委員

基本的に足下のことを考える上で、将来どういうふうなところへ持っていくのかということは見据えてやっていかないとけないということで理解しました。需給調整市場というのが、上げと下げとで別の価格をつけることになっているかどうかということにも依存すると思うんですけども、そういうふうな方向にしたらいんじゃないかというふうな問いかけもされているんじゃないかなと思っていて、そういうものの接続の観点からすると、25ページ目でいただいたkとというものを別の数字で入れていくというふうな形というのは、接続としてはそういうふうな感じなのかなというふうな気はします。

第26回 制度設計専門会合 (2018年1月)

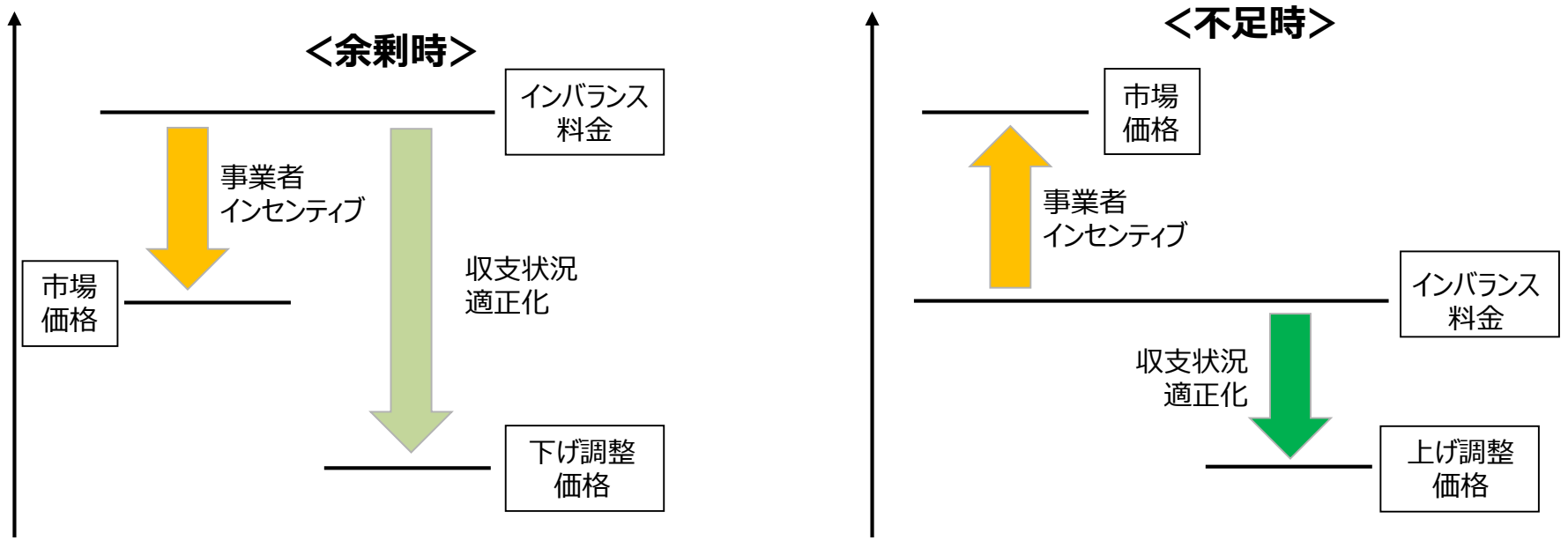
○林委員

ネットワーク事業者の方々が赤字を出したりという話は、本来ゆがんでいるという形は否めないというのがありますので、11月、10月が減っているからということではなく、今後、重視して、いろいろな傾向をみていきながら、何らかの対応が必要であれば適宜みていくということで、ぜひ事務局の方では、こういう段階でちゃんと見える化していただきながら、皆さんの議論を踏まえて、どう対応していくのかということをご検討いただきたいと思います。

考慮要素②：調整力単価との乖離について

- 事業者に対して計画遵守のための適切な調達・販売を促すためには、インバランス料金単価と卸市場価格との大小関係を調整し、経済的インセンティブを付与することが望ましい。他方、足下では、インセンティブの崩れたコマにおいても、上げ調整、下げ調整共に、調整力単価がインバランス料金単価を下回っている状況がみられる。
- こうした中で、市場価格との大小関係を考慮してインセンティブ付けを行った場合、特に不足側においては、調整力単価との乖離を拡大することになってしまうことから、両者のバランスを考慮することが重要となる。

インセンティブの崩れたコマにおけるそれぞれの価格の大小関係



考慮要素③：エリアごとのインバランス発生量について

- 現状、ほとんどのエリアにおいて、インバランスの発生量は余剰側に偏っている。
- 収支改善のためには、料金是正による送配電の赤字構造の解消に加え、インセンティブ付与等による事業者の余剰インバランス発生そのものの減少が重要となる。

2017.10～2018.3の月ごとの余剰/不足インバランス総量※とインバランス収支

※各事業者が発生させたインバランスを相殺せず計上したものの。単位：GWh

エリア		10	11	12	1	2	3	余剰/不足比	インバランス収支 (百万円)	
北海道	余剰	174	156	216	147	149	203	1.1	北海道	-741
	不足	160	149	167	138	117	180			
東北	余剰	227	258	303	341	317	376	1.6	東北	-916
	不足	200	178	157	174	169	237			
東京	余剰	784	811	825	806	940	1,012	1.2	東京	-3,832
	不足	784	628	750	820	686	823			
中部	余剰	387	344	343	380	372	543	1.0	中部	1,756
	不足	428	372	391	444	364	416			
北陸	余剰	57	66	56	53	53	80	1.0	北陸	163
	不足	63	47	48	72	51	67			
関西	余剰	380	371	431	469	471	558	1.6	関西	-4,949
	不足	276	259	272	269	252	368			
中国	余剰	239	207	231	276	270	352	1.3	中国	-1,571
	不足	220	179	185	178	175	256			
四国	余剰	111	117	120	131	131	154	1.1	四国	-184
	不足	130	112	120	116	115	127			
九州	余剰	474	402	425	516	560	654	1.2	九州	-808
	不足	472	411	378	383	394	523			
沖縄	余剰	20	16	17	18	20	23	1.1	沖縄	-85
	不足	16	16	18	17	14	19			

考慮要素③：エリアごとのインバランス発生量について（つづき）

- 全体として余剰気味に偏ってインバランスが発生する状況を精査すると、特に販売電力量シェアが8割を超える大手電力が発生させる余剰インバランスの影響が大きな状況。
- これらは需要規模に比べて極端なインバランスとは言いがたく、また一定程度不可避な要素も含まれるが、シェアの大きさと余剰比率の高さにより、大きな影響を及ぼしている。

<エリア旧一電（小売+発電、FIT特例BGを除く）の寄与度（2017.10～2018.3）>

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
エリア旧一電の余剰/不足比率 (発電+小売、FIT特例を除く)	1.9	2.7	1.8	1.2	1.3	1.9	2.5	1.0	1.2	1.2
当該事業者の需要規模に対する 余剰インバランス比率	4.8%	2.7%	2.3%	2.1%	1.6%	2.3%	3.3%	2.7%	4.1%	2.3%

<現状のエリア旧一電による小売需要予測>

スマートメーター等の設置が完了していない旧一電小売BGの需要計画は、独立して算出することは困難であり、現状では多くの事業者が、①から②を差し引く等によって算出される。

- ① エリア送配電が策定するエリア総需要計画
- ② 新電力の需要計画

従って、例えば、新電力が総じて不足傾向にあるとき、旧一電小売BGの需要計画は不可避免的に余剰になる。

(参考) 大手電力の計画精度向上の取組

- 大手電力は需要予測精度向上に向けた取組を継続的に実施中。昨年時点で更なる向上策を検討しており、前頁の諸元は当該策を実施しつつある途上にある。

第25回 制度設計専門会合
(2017.12)事務局資料

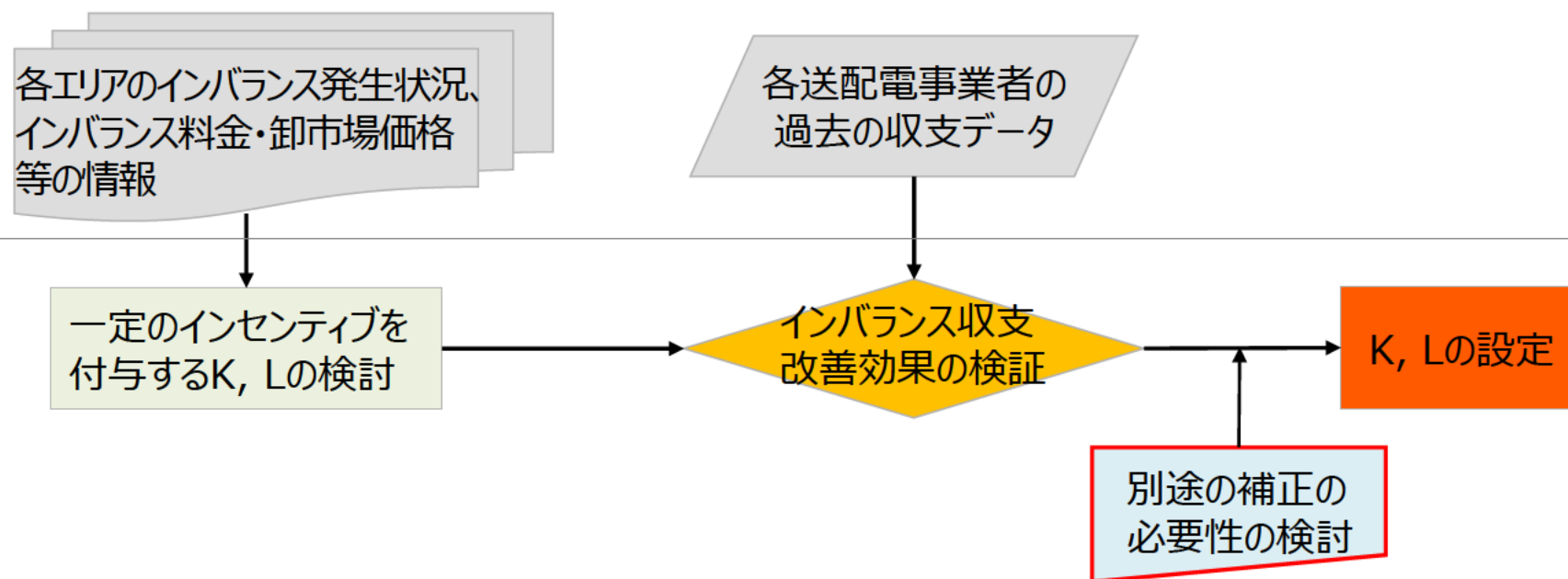
③需要計画及び需要予測の正確性向上 現状及び今後の需要予測の方法

- 全ての事業者が、今後も需要予測精度向上に向けた取組を継続的に実施していく旨を表明。各社、過去の実績データ及び気象データ等をもとに分析している。
- 一部の事業者は、今後のさらなる取組として、スマートメーターを活用した需要予測や海外事例を基にした需要予測等、高度化を進めている。

	現状の需要計画作成及び需要予測方法	今後予定するさらなる向上に向けた取組
北海道電力	● 気象データ（気温、湿度、日射量等）と過去の類似日の需要データをもとに作成。	● H31年の新システム導入により需要見直し回数増加等を予定。
東北電力	● 気象データ（気温、湿度、日射量等）と過去の類似日の需要データをもとに作成。	● 需要予測精度向上のために、スマートメーターの活用等を検討。
東京電力EP	● 最新の気象予報を都度反映させ、誤差分散が最小化されるように作成。	● 気象予報誤差の分析を進める等精度の改善を志向。
中部電力	● 気象データ（気温、湿度、日射量等）と過去の類似日の需要データをもとに作成。	● 海外事例の調査や独自の研究により、さらなる向上を志向。
北陸電力	● 過去の需要実績と天候等の関係性を考慮し作成。 ● 個別の需要家の操業状況を一部ヒアリングし織り込む。	● -
関西電力	● 前日は過去の気象予報と需要実績の蓄積データをもとに予測し、当日は補正を複数回行う。	● 過去を振り返って、予測手法や因子として必要な項目の見直しを検討。
中国電力	● 過去の需要実績と気温をもとに予測。 ● 大口需要に関しては、個別に聞き取りを行う。	● 需要の予測と実績の誤差分析による予測手法のさらなる精度向上。
四国電力	● 気象予報と過去の需要実績より作成。当日は至近までの需要実績や気象予報により修正。	● 気象データの精度向上や曇天影響評価による予測精度向上。
九州電力	● 気象予報や過去実績をもとに、経験則を踏まえ作成。	● 需要変動要因や予測誤差に関する分析を実施。システム構築を検討。

考慮要素④：各送配電の収支状況について

- 送配電事業者の収支状況については、一定の考え方に基づき、各エリアごとに適切なインセンティブを付与するようなK, Lを検討の上、過去のそれぞれの送配電事業者の収支計算にK, Lを当てはめ、収支状況を適切に改善することを基本としてはどうか。
- ただし、送配電事業者ごとに収支状況は相当程度異なるところ、現実にはインセンティブ設定により事業者行動が変化すること等を踏まえると、試算上、直ちに収支均衡するものとならない点に留意する必要がある。
- なお、一定の考え方に基づいて設定したK, Lで、仮に一部のエリアで大きく収支が乖離することが見込まれた場合には、当該エリアの収支の状況を精査した上で、別途補正の必要性について検討することとしてはどうか。

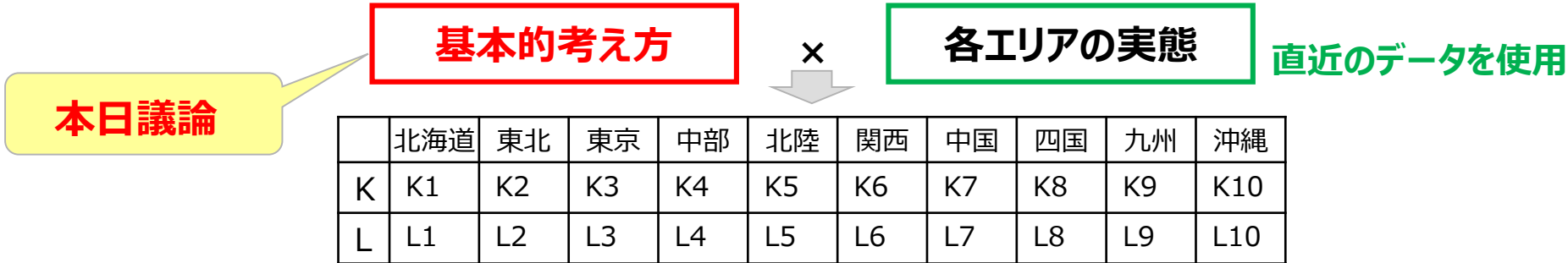


3. 定数設定の具体的方法

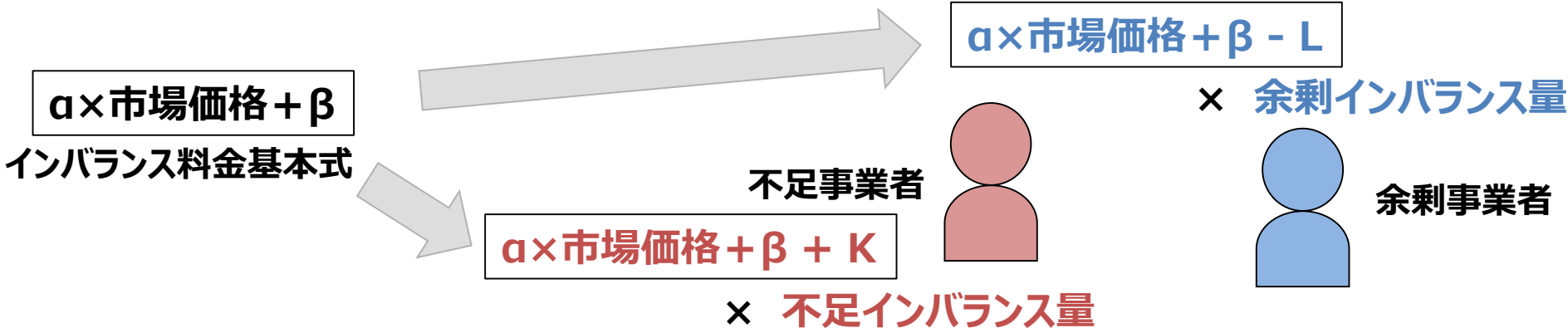
本日御議論いただくポイント

- 前述の考慮要素は、時期によって変動するため、定数の検討に当たってはなるべく直近のデータ等を用いることが望ましい。
- システム改修等の準備期間と迅速な対応とのバランスを考慮し、来年4月の運用開始を見据える中で、本日はK, Lの算定方法の基本的考え方について御議論いただく。

① 共通の「基本的考え方」と各エリアの実態を踏まえて、一定期間の間適用するK, Lを各エリアごと設定

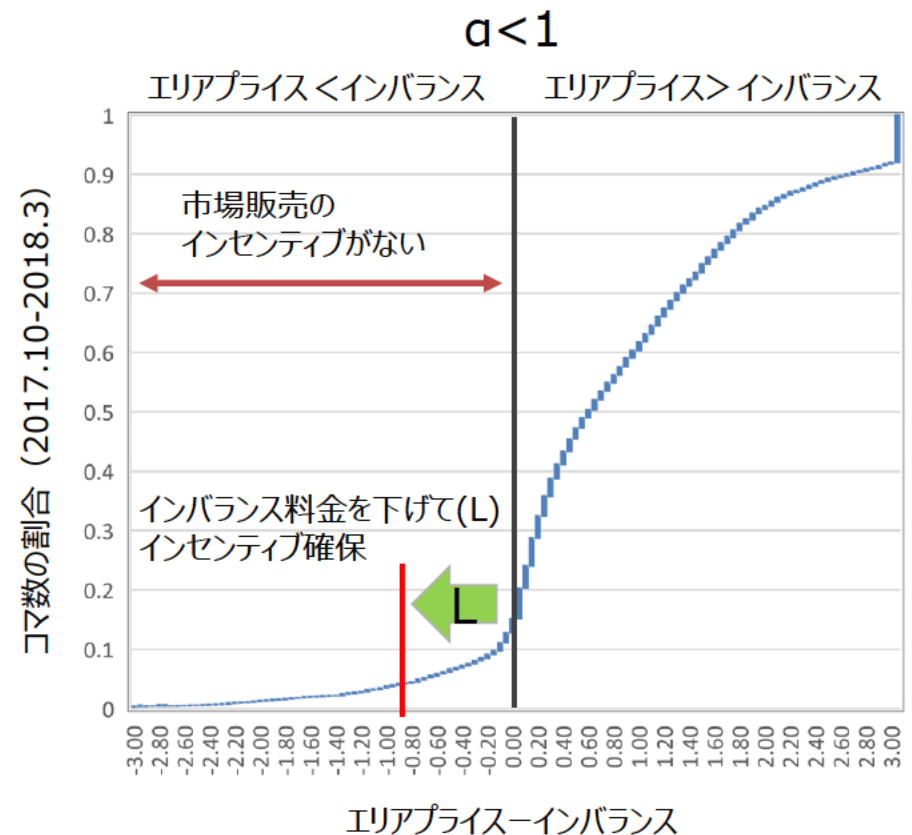
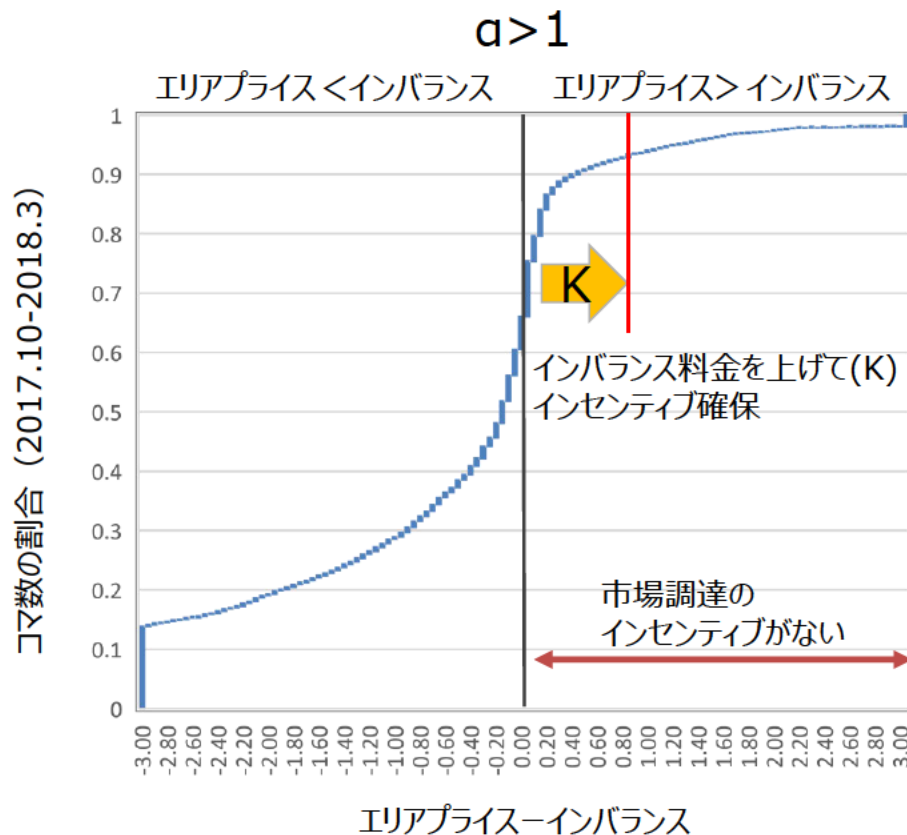


② 日々の運用では、これまで通り算定されるインバランス料金に、不足事業者にはKを加算、余剰事業者にはLを減算したものを料金として適用し、精算を実施。



K, L設定の具体的方法について① (K, Lによるインセンティブ効果の評価)

- インバランス料金が卸市場価格より安い場合、事業者は調達インセンティブを失い、高い場合には、販売インセンティブを失うこととなる。
- $\alpha > 1$ (系統全体が不足) の時にインバランス料金が卸市場価格より安い状態になく、 $\alpha < 1$ (系統全体が余剰) の時にインバランス料金が卸市場価格より高い状態にならないようにすることがインセンティブの観点上重要となり、K, Lは基本的にこれを目指す形としてはどうか。



K, L設定の具体的方法について② (K, Lによるインセンティブの強度)

- 事業者に経済的インセンティブが付与されるコマを増やすことを目的とした場合、理想的には全てのコマでインセンティブが担保されるよう必要十分な加減算を行うことが望ましい。
- 一方で、可及的速やかな対応を目指し、システム制約条件から定数で一律に補正する手法を採用している中では、全てのコマでインセンティブを担保しようとする、インバランス料金が過度に高騰（下落）してしまうため、K, Lの設定に当たっては、変動の規模も考慮しつつ、段階的な対応を行うこととしてはどうか。
※ただし、インセンティブが確保されていないコマで計画遵守を怠ることを許容するものではない。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	
不足側	現行のインセンティブがあるコマ率	59%	66%	66%	63%	62%	62%	62%	62%	61%	78%	
	インセンティブコマ率の上昇に応じたKの値の変化(円/kWh)	100%	28.65	21.38	21.38	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.65	0.55
		90%	3.0	0.40	0.40	2.15	2.19	2.19	2.19	2.19	2.17	0.02
		80%	1.5	0.11	0.11	0.62	0.67	0.67	0.67	0.67	0.63	0.01
		70%	0.75	0.02	0.02	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.26	0
余剰側	現行のインセンティブがあるコマ率	71%	85%	85%	81%	81%	81%	81%	81%	79%	98%	
	インセンティブコマ率の上昇に応じたLの値の変化(円/kWh)	100%	7.05	10.68	10.68	4.15	4.15	4.15	4.15	4.15	4.74	2.42
		90%	1.1	0.15	0.14	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.56	0
		80%	0.47	0	0	0	0	0	0	0	0.03	0

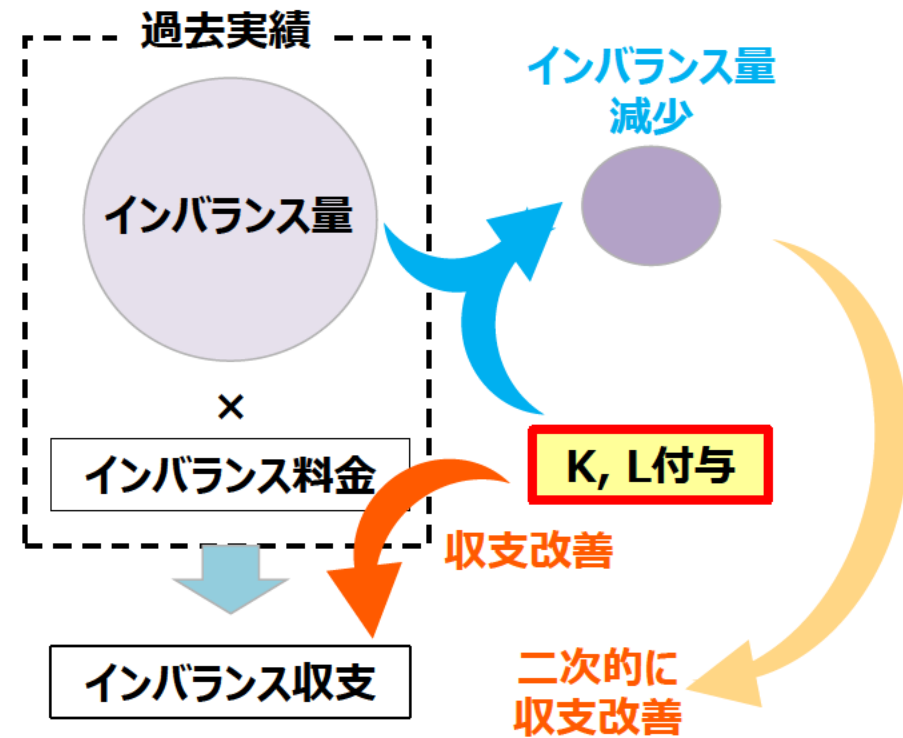
K, L設定の具体的方法について③ (K, Lによる収支改善効果の評価・強度)

- 収支改善効果の評価は、過去のインバンス量・インバンス料金実績を用い、精算単価にK, Lの補正を加えた場合の収支変化を試算することが基本となる。
- 他方、実際にはK, Lの付与によるインセンティブ効果により、インバンスの発生量自体が変化する等の副次的効果があり、これらによる収支改善効果も、評価の際には勘案することが必要。

<今回の試算で考慮する副次的効果>

過去のインセンティブによる効果が実績として存在せず、具体的な試算が困難であることから、後述の試算ではK, Lの規模感も踏まえ、不足と余剰で同程度、インバンスの発生が減少することを想定する。

一方で、大手電力の需要予測の高度化の取組等を考慮し、エリア余剰比率の高い5エリアは、余剰比率の低い5エリアの平均程度まで比率が下がることを期待し、インバンス発生量の変化としてこれを織り込む。



※実際には、K, Lがきっかけとなり、

インバンスを削減するために市場での調達・販売が活性化→市場価格の変動等も生じるため、インバンス量、インバンス料金、収支等は連動して相互影響を及ぼすことが想定される。

足下の諸元を用いて試算したK, Lのイメージ

- 前述の基本的考え方を踏まえ、足下の諸元を用いて、収支改善状況を試算すると、以下のとおり。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
不足側	現行のインセンティブがあるコマ率	59%	66%	66%	63%	62%	62%	62%	62%	61%	78%
余剰側	現行のインセンティブがあるコマ率	71%	85%	85%	81%	81%	81%	81%	81%	79%	98%

<収支改善状況試算結果>

インバランス収支(百万円)		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	全国
2017.10~2018.3		-741	-916	-3,832	1,756	163	-4,949	-1,571	-184	-808	-85	-11,167
K,L 措置 後	① 不足:70% 余剰:80%	434	1,143	-2,254	2,336	250	-1,404	203	-4	965	-85	1,584
	② 不足:70% 余剰:90%	1,092	1,179	-1,662	3,189	381	-790	650	271	2,437	-85	6,663
	③ 不足:80% 余剰:90%	1,776	1,280	-1,258	4,107	528	-77	1,151	574	3,384	-84	11,380
(参考)2017.4~2017.9 インバランス収支		-978	-845	-4,458	-1,694	-63	-5,040	-1,525	-848	-733	-48	-16,232

(参考) 事業者の計画提出状況に関する監視・指導等

- 事業者の計画提出状況については関係機関（資源エネルギー庁、監視等委員会、広域機関）等による継続した監視・指導等を行っていく。

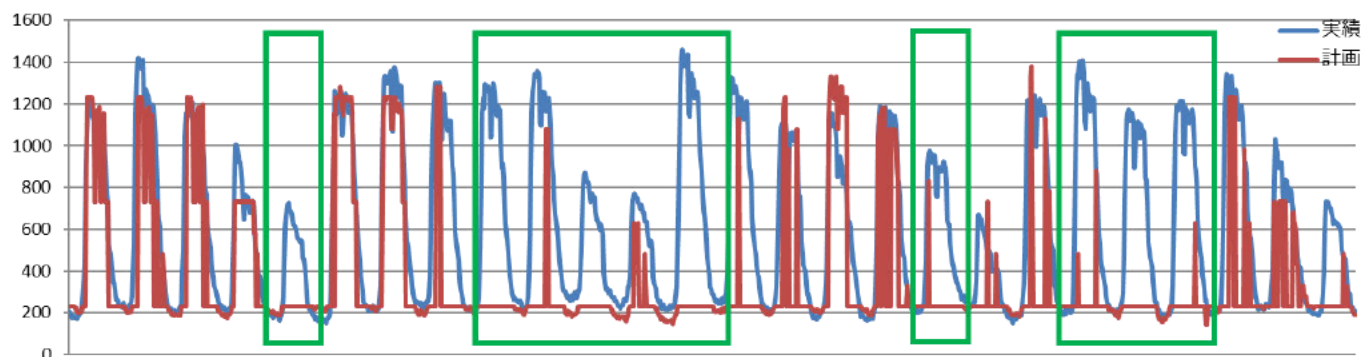
第7回制度検討作業部会

(2017.6) 事務局資料

論点③ インバランス料金制度の運用状況の監視について

- インバランス料金制度の運用において、計画値同時同量の理念に照らして不適切な行動をとる事業者が見受けられる場合には、制度の更なる見直しを検討する一方で、当該事業者に対するヒアリング等を実施するなど、電事法に基づく処分も視野に、今まで以上に厳格な監視を行っていくべきでないか。

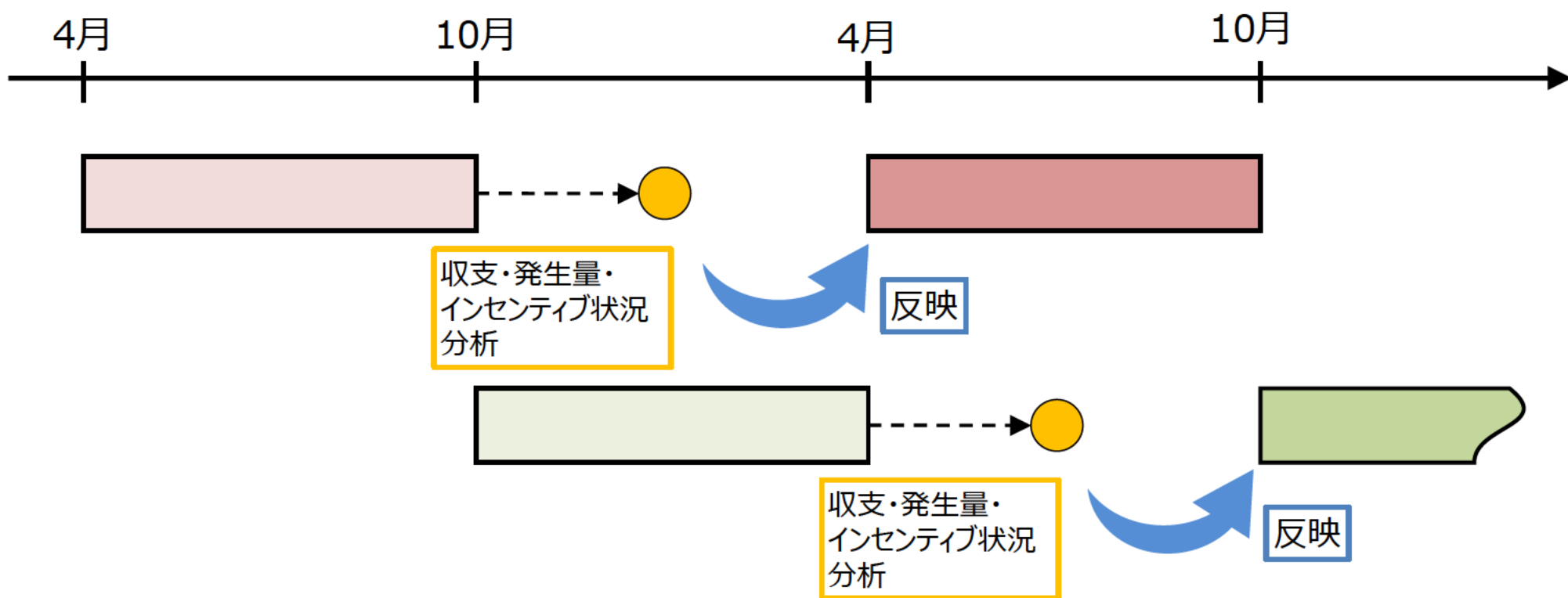
事業者Aのインバランス状況



- 事業者Aは北陸エリア ($\beta < 0$) において、本来的に、計画を適切な需要予測に基づいて策定するのが責務である中、ベースとなる値以上に計画をほとんど計上しないパターンが数日に及んで見られた（緑枠内。常に一定計上されている計画値は常時バックアップ等）。
- 当該時期に市場に売り札が不足していた訳ではなく、他の事業者がこのような不足インバランスを発生させていないのであれば、例えこの事業者が経済合理性を理由に取った行動であったとしても、電事法上の供給力確保義務の観点から問題であると言える。また、この事業者と逆に、余剰インバランスを大量に発生させる事業者もまた、調整力確保等の送配電事業者に対する負担を徒に増やす行為である。
- 当該事業者に対しては、ヒアリングを行った上で改善指導を行ったところであるが、引き続き、このような不適切な運用がないか、関係機関が連携して厳格な監視を行っていくべきではないか。

K, L設定の具体的方法について④

- K, Lの措置により事業者行動の変化を十分に想定することは困難であり、また市場価格等の変動も踏まえれば、実際の運用の結果生じる計画順守状況や送配電事業者のインバランス収支は事前の想定と差異が生じることが想定される。
- これら実績等を踏まえながら、前述の考え方に基きつつ適切な見直しが図られることが重要であり、例えば半期ごとに収支やインセンティブ状況を見定めながら、定数の見直しを行うこととしてはどうか。



今後のスケジュール

- 前述の試算値は足下の諸元を用いたものであり、導入に当たっては、なるべく直近の値を用いた計算結果を元に、K, Lの値を設定することが望ましい。
- このため、システム改修等の時間を勘案しつつ、来年度からの導入を目標に、以下のスケジュールを進めていくこととしてはどうか。

